

令和 8 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月10日

本日の会議に付した案件

議案第14号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第15号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第27号 市道路線の認定及び廃止について

議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

雨水貯留施設整備事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

曾本地区工業用地整備推進事業

雨水貯留施設整備事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）

第5条 地方債の補正のうち

県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）

水質保全対策事業（昭和用水地区）

用排水施設整備事業（丹羽排水地区）

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

議案第30号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）

議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

江南駅周辺交通環境改善計画策定事業

第4条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

道路長寿命化事業

河川等緊急浚渫推進事業

雨水貯留施設整備事業

街路改良事業

議案第36号 令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第39号 令和8年度江南市水道事業会計予算

議案第40号 令和8年度江南市下水道事業会計予算

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

議案第42号 令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

行政視察報告書について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 岡地清仁君 副委員長 津田貴史君

委員 宮地友治君 委員 堀元君

委員 尾 関 昭 君

委員 東 猴 史 紘 君

委員 三 輪 陽 子 君

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

主 任 岩 田 智 史 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

経済環境部長 平 野 勝 庸 君

都市整備部長 鵜 飼 篤 市 君

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長
茶 原 健 二 君

商工観光課長 田 中 元 規 君

商工観光課副主幹 八 橋 直 純 君

商工観光課副主幹 永 田 裕 生 君

企業誘致推進課長 尾 関 高 啓 君

企業誘致推進課主幹 駒 田 直 人 君

農政課長 夫 馬 靖 幸 君

農政課副主幹 岩 田 浩 和 君

環境課長 相 京 政 樹 君

環境課副主幹 近 藤 祥 之 君

環境課副主幹 長谷川 悟 君

都市計画課長	山 本 健太郎 君
都市計画課副主幹	安 田 裕 一 君
都市計画課副主幹	三 輪 晶 俊 君

都市整備課長	石 川 晶 崇 君
都市整備課主幹	加 藤 考 訓 君

土木課長	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
土木課副主幹	川 崎 智 之 君

建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君

水道部下水道課長	小 池 浩 司 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	間 宮 健 次 君
水道部下水道課副主幹	石 井 詠次郎 君

水道事業水道部水道課長	中 村 雄 一 君
水道事業水道部水道課主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	小 島 宏 征 君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまより建設産業委員会を開会いたします。

本日は御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、3月定例会は、新年度予算を審査する極めて重要な議会であります。本市にとりましても、令和8年度の市政運営の方向性を定める大変意義深い議会でございます。現在、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人手不足の深刻化など、建設産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。加えて、社会資本の老朽化対策や防災・減災対策の強化、持続可能なまちづくりへの対応など、委員会が担う役割はますます重要性を増しております。

限られた財源の中で真に必要な施策は何か、将来世代に責任を持てる予算となっているか、市民の安全・安心、そして地域経済の活力につながる内容となっているか、そうした視点を共有しながら、建設的かつ丁寧な審査を進めてまいりたいと存じます。

本日は、新年度一般会計予算をはじめ関連議案が付託されております。各委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御議論を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る2月19日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単でありますけれども御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 なお、市長におかれましては、公務のため退席されますのであらかじめ御了承願います。

ただいまから建設産業委員会を始めたいと思います。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第14号 江南市下水

道事業の設置等に関する条例の一部改正についてをはじめ、13議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては付託順により行いますが、本定例会の常任委員会とは試行的に同時開催となっており、本委員会の水道部長と総務委員会の危機管理室長が兼務となっておりますことから、水道部と危機管理室の審査が重なった場合には審査を入れ替えるなど適宜対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては御協力いただきますようお願いいたします。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第14号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第14号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　それでは、議案第14号について御説明させていただきますので、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第14号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

40ページには、江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を掲げております。

参考といたしまして、41ページに江南市下水道事業の設置等に関する条例

の一部を改正する条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　これは地方自治法の改定で変える改正だと思うんですけど、附則の令和8年9月24日からの施行ということになっているのがどうしてかなということと、9月のが今ここで出てきた理由を教えてください。

○水道部下水道課長　まずは令和8年9月24日から施行するというものについてでございますけれども、令和7年11月28日付で公布されました地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令において、施行の日を令和8年9月24日というふうにしていることによるものでございます。

あとは、令和8年9月24日からの施行にもかかわらず、なぜこのタイミングでの条例改正についてでございますけれども、これにつきましては、国のほうからの通知を基に速やかに条例改正をするものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時36分　休　憩

午前9時37分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号　江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第15号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 議案第15号について御説明申し上げますので、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第15号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

43ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する条例案を掲げております。

参考資料といたしまして、44ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する条例案の新旧対照表でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時39分 休 憩

午前9時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 市道路線の認定及び廃止について

○委員長 続いて、議案第27号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第27号について御説明いたしますので、議案書の137ページをお願いいたします。

令和8年議案第27号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

ページをはねていただきまして、138ページには認定路線調書を、139ページから141ページにかけて認定路線位置図を、142ページに廃止路線調書を、143ページに廃止路線位置図を、144ページには、参考資料といたしまして認定・廃止の理由を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時41分 休憩

午前9時41分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正のうち

雨水貯留施設整備事業

第3条 繰越明許費の補正のうち

曾本地区工業用地整備推進事業

雨水貯留施設整備事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）

第5条 地方債の補正のうち

県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）

水質保全対策事業（昭和用水地区）

用排水施設整備事業（丹羽排水地区）

雨水貯留施設整備事業

道路改良事業

○委員長 続いて、議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正のうち、雨水貯留施設整備事業、第3条 繰越明許費の補正のうち、曾本地区工業用地整備推進事業、雨水貯留施設整備事業、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）、第5条 地方債の補正のうち、県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）、水質保全対策事業（昭和用水地区）、用排水施設整備事業（丹羽排水地区）、雨水貯留施設整備事業、道路改良事業を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書156、157ページの上段15款4項3目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金の環境課分でございます。

次に、歳出についてでございます。

議案書186、187ページの中段をお願いいたします。

4款1項2目環境保全費で、温暖化防止事業の住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策）につきましても、不用額の減額をお願いするものでございます。

次に、188、189ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃費で、説明欄の愛北広域事務組合関係事業、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業、さらにその下、尾張北部環境組合関係事業は、各組合の負担金等の精算に伴い予算を整理するものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　議案第28号　令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、農政課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の156、157ページの中段をお願いいたします。

15款4項6目1節農業費交付金で253万4,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、158、159ページの最上段をお願いいたします。

16款2項4目1節農業費補助金で913万6,000円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、160、161ページの下段をお願いいたします。

22款1項3目1節農業債で2,920万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出を御説明させていただきますので、190、191ページの中段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で1,739万円の増額をお願いするものでございます。

内容といたしましては、191ページの説明欄、担い手育成支援事業で913万6,000円の減額を、はねていただきまして、193ページ最上段の説明欄、農業者経営安定化事業で477万2,000円の減額を、その下、県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業で892万1,000円の増額を、その下、県営震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）負担事業で124万7,000円の減額を、その下、県営水質保全対策事業（新岩倉用水地区）負担事業で81万6,000円の増額を、はねていただきまして、195ページ最上段の説明欄、県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）負担事業で1,615万1,000円の増額を、その下、宮田導水路上部整備事業で20万4,000円の増額を、その下、県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）負担事業で500万円の増額を、その下、県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業で145万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、別冊の3月補正予算説明資料の8ページから11ページに県営負担事業の位置図を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

また、第5条の地方債の補正につきましては、151ページの第5表 地方債補正を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員　191ページの担い手育成支援事業と193ページの農業者経営安定化事業、これは減額が非常に大きいんですが、その理由はどうしてかな。

○農政課長　まず担い手育成支援事業のほうですけれども、こちらのほうは認定新規就農者にお支払いする補助金となっております。3つ補助金がございますが、その中の1つ、経営発展支援事業、こちらのほうは資材、農機具等の購入資金の支援に充てている補助金でございまして、金融機関から融資を受けた金額の4分の3の金額を補助金として交付しております。今年度4

名の方に交付する予定でしたが、1名の方が、当初は1人で営農される予定だったんですけれども、他の新規就農者の方と共同で行いたいという意向を示されました。この補助金は国の補助金を財源としておりますが、国の要綱では、共同経営につきましてはこの補助金の対象外になるということで、この方750万円の予算計上がありましたけれども、これが未執行ということになりました。

また、併せまして、ほかの3名の方につきましては、トラクターとかを購入されましたけれども、精査した結果、3名で182万4,000円の減額となりまして、大きな減額となったものでございます。

○堀委員 193ページの経営安定化事業。

○農政課長 すみません。

こちらは、農業者物価高騰対策支援金のほうが大きく減額しておりまして、こちらのほうは、農業経営を行っております市内在住の農業者、または市内に事業所がある農業法人に対しまして、一律5万円の物価高騰対策として支援をしたものでございます。

今回の予算計上に当たりましては、153件の見込みを立てておりましたが、結果としまして、60件の300万円の実績となりました。この原因としまして考えられますのは、このほかにも他課で同じような支援金を今年度やっておりまして、例えば江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業という支援金をやっておりますけれども、これと重複してはお支払いしないという要綱をつくっております。

ですので、今回の場合というのは、農業収入、または農業所得がある方ということにくっっておりますので、確定申告をされている方が主になりますけれども、ほかの支援金と想定以上にかぶって補助対象から外れてしまったということが考えられます。

今回はちょっと大きく予算と乖離いたしましたので、今後似たような事業を行う場合には今回のこの結果を参考に、もう少し精査して予算を立てていきたいと思っております。

○堀委員 当初の見込みより大分違ったということだね。

○農政課長 そのとおりでございます。

○堀委員 見込み違いということだけれども、本当はやっぱりもっとしっかり精査して進めていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、195ページ、小さいことだけど、宮田導水路上部整備事業で20万円ですか、これは何をやるわけ。

○農政課長 こちらは県営事業になりますけど、宮田導水路上部、遊歩道整備を県営事業でしていただいております、今年度県は事業完了ということで、最後はくくりのために少し事業費を増やしていただきましたので、それに対する負担金の増額となっております。

○堀委員 なるほど、本市の負担が多少増えたということね、県単が増えたもんだから。

○農政課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 195ページの県営特定農業用管水路特別対策事業、通称、畑かんの更新なんですけど、議案質疑でも出たんですけど、今回和田地区のほう更新されるということなんですけど、その回答の中で令和15年度に事業完了というようなことがございましたけれど、今結構あちらこちらでちょっと畑かんの不具合というのが出ていますけど、市内であと残っているのがどのぐらいの割合あって、次はどこの更新ということで申請を出しているのか、分かれば教えてください。

○農政課長 この県営事業は、老朽化した本管の更新事業でございます、全体の更新延長としては約10キロを県は予定しております。ですので、今年度実際の工事が始まったばかり、まだちょっと、繰越しで現場のほうはちょっと入っておりませんが、ですので、まだこれから進んでいくということになります。来年度も2か所で県営事業を進めていただく予定であります。

○三輪委員 その2か所の場所というか、大体どの辺りというのが分かれば教えてください。

○農政課長 1か所は今市場、今年度やる予定でございましたけれども、ちょっと今県が遅れております。その続きとなっております。

もう一か所につきましては、これは江南市土地改良区ですけれども、一部は一宮市千秋もちょっと本管が横断しておりますので、その部分の改修の予定となっております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課所管の補正予算について御説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

議案書の156ページ、157ページをお願いいたします。

中段、15款4項7目商工費交付金で、内容につきましては157ページの説明欄をお願いいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして、9,666万1,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出でございます。

議案書の196ページ、197ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費で、内容につきましては197ページの説明をお願いいたします。

物価高騰対策支援事業といたしまして、江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業の不用額423万1,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　これは減額で、皆さん大変喜ばれていたものだと思うんですけど期間が短かったのか、ちょっと周知が足りなかったのか、減額の理由を教えてください。

○商工観光課長　こちらのほうは、当初想定していた事業所3,250件のうち

70%ぐらいということで、2,300件の事業所ということで当初想定をしていましたが、逆に想定を超える2,700件の申込みが5月、6月、7月の3か月間でございました。9月議会において不足部分の増額補正ということで1,900万円をお願いしたところではありますが、最終的に、実際には申請いただいた方に多かったのがダブリ、重複申請とか、あるいは事業者のほうで、税金の滞納をされていますと交付金が認定できないということになっておりますので、最終的にはそのところで認められなかった事業所が84件あったものですから、この部分が執行残ということで今回不用額となったものでございます。

- 三輪委員　確認ですが、最初の70%よりは増えたけれど、その後、増やした補正ほどは出なかったということで、結果的に何%ぐらいになるんですか。
- 商工観光課長　私どもが想定した事業者数ですと、8割を超える事業者の割合となっております。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 企業誘致推進課長　それでは、企業誘致推進課の所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書149ページ、第3表　繰越明許費補正として、7款1項商工費に曾本地区工業用地整備推進事業を掲げております。

続きまして、歳出でございます。

議案書196ページ、197ページをお願いします。

中段の7款1項2目企業誘致推進費で、内容につきましては197ページの説明欄をお願いします。

曾本地区工業用地整備推進事業としまして863万7,000円の減額と繰越明許をお願いするものでございます。

その下、新工業用地整備事業基金管理事業で2億円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　今回2億円を基金に積むということなんですけど、来年に向けてもういろいろ削って、本当にいっぱい削って、九千何百万円を出してきたのに、ここで2億円というのが本当に納得いかないところなんですけど、例えばこれを平準化してということなんですけど、1億円に削ってほかのところに回すとか、そういうことはできんかったのか、なぜここで2億円かというのがすごく疑問なのと、あとこれから今後この基金をどういうスケジュールで増やしていくのか、もしスケジュール的にある程度予定があれば教えてください。

○企業誘致推進課長　曾本地区工業用地整備推進事業の目的としましては、雇用の安定の創出、地域経済の活性化、市の財源確保などが挙げられております。我々としては、しっかりこの事業を前に進めることで、市内の雇用の創出と安定的な自主財源の確保を図ることを目的としております。

また、曾本地区工業地整備につきましては、周辺道路整備や埋蔵文化財など多額の事業費が必要となります。また、事業が長期間であることから、年度間における財政負担の平準化を図る必要があると考えております。割当てについては、財政当局との協議によりまして、曾本地区工業用地整備推進事業を推進していくための財源を確保する目的ということで、今回2億円を積み立てることとさせていただきます。

また、スケジュール的には、主に幾ら積み立てるという目標は定めておりませんが、ここも財政当局と協議して、我々事業課としてはなるべく財源をしっかり確保していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長　ほかに質疑は。

○堀委員　三輪委員と同じような質問なんですけど、2億円というのを積み立てないかんのかどうか。現在の江南市の財政状況から見てこの事業が、金がないのにこちらのほうに積み立てる、その目標がはっきりしておればいいんだけれども、だってまだ決まっておらんわけでしょう。企業庁の関係も決

まっておらんわけでしょう。そういうような中で、2億円をこちらに積み立てるということはまだ早いというか時期尚早じゃないの。この件についても、例えば5年か10年延期、やめよとは言わんよ、やめるなや、やりゃあいいんだけれども、この財政状況の下に2億円も積み立てるようなことをやらないかんということはおかしいよ。根本的に考え方を改めて延期したらどうですか。こういうような2億円も積み立てるような状況をやってくると、そのほかにもっともお金を回すところがいっぱいあるはずだから、そのところはどう思われますかね。

○企業誘致推進課長 曾本地区につきましては、本年度企業庁の開発検討地区に位置づけられました。今後は、開発決定に向けて我々は取り組んでいきたいと考えております。市全体の財源を曾本地区に投入していくというところがございますけれども、曾本地区は大事な事業ということで、まだ開発決定はしていないんですけれども、ここ先10年、何十億円という事業費が必要になってきますので、我々事業課としては安定的な財源を確保するために、協議によって基金を積み立てるということでございますので、よろしく願います。

○堀委員 企業庁の回答が出ておるわけじゃないでしょう、まだ、企業が決まったとか、何も決まっておらんでしょう。そういうような状況の下、まだインフラ等も155号線につなぐだけでも大変だよ、あれ、道路を造るだけでも。そこまでやらないかんかということなんですわ、現在だよ、今の状況で、今の江南市の財政状況でだよ。

これをもっと二歩も三歩も下がって、全体的な状況を見据えて進める。埋蔵文化財もどうのこうのという話があるよね、これも県で全部やってくれればいいよ、それもやらない、江南市だって八方塞がりだよ、これは。もっと下がって考えられませんか。部長、どうですか。後の皆さんでしっかりやっていきやあええけど。

○経済環境部長 今回2億円を積むというのは、財政当局と協議して2億円積めるということで判断がされて、積立てをさせていただくというところですので、私たちとしては事業をしっかりと前に進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 堀委員 通り一遍の答弁だけれども、具体的に見えておればいいということ、何も見えておらせんでしょうが。企業があるとか、来るところが決まりつつあるとか、そういうのが全然見えていないもん。分からんのだもん、まだ来るかどうかも。
- 企業誘致推進課長 まだ今は第1回の開発検討地区になったばかりでございます。次に、開発決定に向けて現在は進めております。さすがにまだどの企業が来るかというのは決まっていませんけれども、この事業の進捗と合わせて企業誘致のほうにもしっかりと力を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 堀委員 私は一委員として言うんだけれども、現在の財政状況を総合的に判断して、何も5年、10年延ばしたって、反対しておらんからね。やりゃあいいの、やりゃあいいんだけど、今はちょっといかなものかということなの。現在の状況はいかなものかということをおっしゃるわけですね。財政状況、財政状況って逃げるけれども、そんな財政状況といたって、こちらが審査した財政のことだって考えてよ。ということで、一度しっかりと見据えて検討していただきたいと思っております。以上です。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 尾関委員 堀委員の意見も大分理解はするところではございますが、市として担当課までつくって進めているということなので、市の方針だし、庁舎全体で押し進めていこうという意思の表れだということは理解しますし、我々はそれを応援しないといけない立場だと思っております。
- しかしながら、基金というものに対して、例えば県の企業庁とかが何年後にこれぐらいの動きがあるから、これぐらいの予算を取ってくださいとか、それを基金でプールしておきなさいという御指導はいただいているのか、あれば教えてください、目安として。
- 企業誘致推進課長 特に県企業庁から基金をこれぐらい積みなさいというのはないです。ただ、開発検討区域内の事業の進捗と合わせて、中でいえば、埋蔵文化財調査も周辺の道路整備もそうですけど、中の進捗と合わせて完了を合わせるような形で周辺整備も進めていかなきゃいけないということになっておりますので、10年間の大型プロジェクト事業ということで位置づけて、

それぞれ事業費の割り振りはしてあります。ただ、企業庁からは用意しなさいではなくて、しっかり周辺整備事業と埋蔵文化財をやりなさいという指導というのか、そういうことになっています。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 令和7年度一般会計補正予算（第9号）のうち、水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の190ページ、191ページの上段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費62万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、191ページの説明欄をお願いいたします。

2件の事業は、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し水道料金の負担軽減を実施した事業でございますが、事業が完了し、額が確定いたしましたので補正するものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 議案第28号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、水道部下水道課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきますので、議案書の148ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

149ページをお願いいたします。

第3表の繰越明許費補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。
151ページの下段をお願いいたします。

第5表の地方債補正として、雨水貯留施設整備事業を掲げております。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、議案書の200ページ、
201ページの上段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

1目の河川費に1,979万1,000円の減額補正、継続費の年割額の補正及び繰
越明許費をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、議案書の204ページ、205ページの下段を
お願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

下水道経営事業において、繰出金として2,609万3,000円の減額補正をお願
いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会
計補正予算（第4号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 過年度損益修正損、これはどうしてこういうことが起きたかをち
よつと。

○委員長 ちよつと議案が……。

〔「後ほど下水道事業会計で……」と呼ぶ者あり〕

○堀委員 はい。

○委員長 じゃあ後ほどということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課につ
いて審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）のうち、都市整備部土木課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の160、161ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄の土木課で、地域振興事業費負担金629万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、議案書の198、199ページをお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費に1,406万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側の説明欄をお願いいたします。

道路台帳整備事業で170万5,000円の減額補正を、その下、道路整備事業（市道北部第59号線）で40万1,000円の減額補正を、その下、道路整備事業（市道北部第86号線）で269万6,000円の減額補正を、その下、道路整備事業（市道草井線）で320万2,000円の減額補正を、その下、道路施設長寿命化事業で606万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 一般会計補正予算（第9号）のうち、都市計画課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳入について説明いたしますので、議案書の158、159ページをお願いいたします。

上段の16款4項4目1節都市計画費交付金で310万円の減額をお願いするものでございます。

その下段の18款1項2目1節都市計画費寄附金で15万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について説明いたしますので、議案書の200、201ページをお願いいたします。

下段の8款4項1目都市計画費に6,369万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、201ページの説明欄をお願いいたします。

いこまいC A R運行事業に215万円の増額、バス関連事業に6,154万3,000円の増額、公共交通維持確保事業の地域公共交通計画策定等事業は、財源更正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、議案書の202、203ページをお願いいたします。

下段の8款4項3目公園緑地費に310万円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、203ページ、説明欄をお願いいたします。

緑化推進事業の木曾川周辺生物学習会開催事業に10万円の減額をお願いするものでございます。

ページをはねていただきまして、205ページ、説明欄をお願いいたします。

都市緑化推進事業に300万円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　いこまいC A Rは、もともとあったものにさらに補正で、あとバスのほうはもともと入っていないので、これだけ必要だったということなんですが、両方とも増えている理由というか、原因というか、どういうふうにかかっているか教えてください。

○都市計画課長　まず、いこまいC A Rにつきましては、令和7年4月より福祉タクシーチケットとの並行登録を行っております。その関係で令和7年2月末現在で約1,000人ほど登録者が増えておりまして、その関係で利用者が増加しております。それと、12月からタクシー運賃の改定がございまして、その関係で利用者自体は少し減っておるものの市の負担は微増ということで、

その影響により増額となっております。

バスにつきましては、江南病院線がフラワーパーク江南まで令和7年4月から延伸となっておりますので、その関係で経常経費が増となっております、利用者が少し減少しておりますので、経常収益としては減となっております。

江南団地につきましては、昨今の物価高騰によって燃料費が高騰しております、経常経費が増しております、経常収益については、利用者数が約7,000人減ということで経常収益が減少しております、その関係で補正金額が高くなっている状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようであります。

続いて、都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書149ページをお願いします。

第3表 繰越明許費補正として、上段の表の8款4項都市計画費に、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）と布袋駅付近鉄道高架化整備事業を掲げております。

そして、下段の表、繰越明許費の変更に、8款4項都市計画費、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）を掲げております。

次に、151ページをお願いいたします。

第5表 地方債補正として、下段の表の中段に道路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

158、159ページの上段をお願いいたします。

16款2項5目3節都市計画費補助金で、元気な愛知の市町村づくり補助金100万円をお願いするものでございます。

次に、160、161ページの上段をお願いします。

19款2項1目1節特別会計繰入金で120万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

202、203ページの上段をお願いします。

8款4項2目都市整備費で6,169万9,000円の減額と繰越明許をお願いするものでございます。

右側説明欄をお願いいたします。

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）で3,051万4,000円の減額と繰越明許を、その下、布袋駅付近鉄道高架化整備事業で1,965万円の減額と繰越明許を、その下、新規事業の江南駅東バリアフリー整備事業で584万6,000円をお願いするもので、補正予算説明資料の12ページに位置図を掲げております。

その下、都市計画道路整備事業（木曾川古知野線）で567万3,000円の減額を、その下、都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）で1,170万8,000円の減額と、合わせて繰越明許費の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀委員 江南駅東バリアフリー化整備事業費、これは何をやられるの。

○都市整備課長 こちらは、江南駅の東側から江南市民文化会館に向かう道路の交差点等に点字ブロックを設置するものでございます。これは、江南市民文化会館の西南。

○堀委員 交差点があるな。

○都市整備課長 はい。西南の現在歩車分離の信号がございしますが、こちらが今月下旬に警察のほうで聴覚障害者用の音響式の信号に更新がされますので、それに合わせて点字ブロックを設置させていただくものでございます。

○堀委員 交差点内に点字ブロックをするの。

○都市整備課長 交差点の歩道から車道に出るところの際ですね。そこで歩行者の方に止まっていただくところに点字ブロックを設置するものです。

○堀委員 歩道から車道に出るところか。

○都市整備課長 歩道から車道に出るところの歩道側のところに点字ブロッ

クを設置させていただくものです。

○堀委員　それだけ。

○都市整備課長　点字ブロック及び一部歩道の段差の解消ですとか、ガードパイプの設置もさせていただきます。

○堀委員　それで580万円もかかるの、点字ブロックだけでしょう。

○都市整備課長　今回、先ほど申しました信号のところを含めてですけれども、全部で28か所のところに点字ブロックの設置をさせていただくものでございます。江南駅の東側のところから各枝道と接するところ、それぞれのところに点字ブロックを設置させていただきます。

○堀委員　それなら初めからそのように言ってくれ。交差点だけでこんだけやるんかと思っちゃうがね、説明を聞いておいたら。交差点の改良だけでな。今工事をやっておるわ、そういえば、スピーカーか何かつけよる、ちょうど今工事をやっておるわね。あれに関連した工事やね。

○都市整備課長　そのとおりでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員　木曾川古知野線の工事請負費の567万3,000円の減額の内容を教えてください。

○都市整備課長　木曾川古知野線でございますが、工事に伴って発生いたします建設発生土、残土でございますが、こちらを当初の予定では全て処分という形で予算計上させていただきました。しかしながら、発注に当たりまして、この発生土ですけれども、近隣他市の事業で活用することが可能となりましたので、その分を減額させていただくものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　都市計画道路整備事業で曾本地区工業用地ということで減額をしておるでしょう。それだけ金額が少なくなったということなの。

○都市整備課長　今回予算に上げさせていただいた金額でございますが、発注におきまして、今回は測量作業をさせていただくのですけれども、現在企業庁側で測量も進めておりまして、そこの一部データを使用することが可能となりましたことから、その分を減額させていただくものでございます。

- 堀委員　　そうすると、企業庁が独自で測量してくれるわけね。
- 都市整備課長　　企業庁が今回工業用地のエリア内の測量に併せまして、周辺で幾つか測量の点を押さえますが、そちらのデータを一部豊田岩倉線の測量で利用することが可能ということが分かりましたので、そちらのデータを使用させていただくものでございます。
- 堀委員　　さっきの曾本の話と関連してくるんだけど、企業庁がそういうことをやっていただけるのを利用させてもらえるということだね。
- 都市整備課長　　そのとおりでございます。
- 堀委員　　大いに結構ですわ。向こうがやってくれるんだよね。だけど、企業庁がそのように進めておるということも、やっぱり前もって、前にどこやったっけ説明してくれなあかんわな。まあいいわ。
- 委員長　　よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前10時32分　　休　憩

午前10時32分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第28号を挙手により採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
[賛成者挙手]
- 委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第30号　令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）**

- 委員長　　続いて、議案第30号　令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部

土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 議案書の233ページをお願いいたします。

令和8年議案第30号 令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

234、235ページに第1表 歳入歳出予算補正を、236、237ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

238、239ページをお願いいたします。

歳入として、1款1項1目雑入で118万円の増額、その下、1款2項1目延滞金で2万5,000円の増額をお願いするものでございます。

240、241ページをお願いいたします。

歳出として、1款1項1目一般会計繰出金で120万5,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 この精算金に延滞金が出ているというのがよく分からないんですが、説明をお願いします。

○都市整備課長 この延滞金でございしますが、精算金を納めていただく方ですが、一部期限までに納めていただくことができなかつた方に対して発生した延滞金で、その延滞分を収入としていただいたものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

審査順の変更につきましてお願いをいたしたいと思いますが、本来の順番でありましたら、議案第32号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）及び議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）についての審査ですが、水道部長が総務委員会の審査で不在にしておりますので、先に議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算について審査を行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

江南駅周辺交通環境改善計画策定事業

第4条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

道路長寿命化事業

河川等緊急浚渫推進事業
雨水貯留施設整備事業
街路改良事業

○委員長　それでは、続いて、議案第34号　令和8年度江南市一般会計予算、第1条　歳入歳出予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条　継続費のうち、江南駅周辺交通環境改善計画策定事業、第4条　地方債のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、道路長寿命化事業、河川等緊急浚渫推進事業、雨水貯留施設整備事業、街路改良事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくをお願いします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課所管となります予算について御説明申し上げます。

令和8年度一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

上段、14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

最下段、15款4項4目1節商工費交付金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、16款2項5目1節商工費補助金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

最上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

1ページはねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段、21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、商工観光課分、印刷物・物品売捌収入ほか3項目でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

296ページ、297ページの最下段をお願いいたします。

5款1項1目労働費でございます。

説明欄の就業相談等運営事業から、1ページはねていただきまして、299ページ、最下段、すいとぴあ江南施設整備等事業まででございます。

はねていただきまして、310ページ、311ページ中段をお願いいたします。

7款1項1目商工費でございます。

説明欄の人件費等から、317ページ、最上段のシティプロモーション事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて企業誘致推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企業誘致推進課長 それでは、令和8年度江南市一般会計予算のうち、企業誘致推進課の所管する予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄の企業誘致推進課分、江南市新工業用地整備事業基金利子でございます。

続きまして、歳出でございます。

316ページ、317ページの中段をお願いいたします。

7款1項2目企業誘致推進費でございます。

説明欄の人件費等から、319ページの中段、新工業用地整備事業基金管理事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　317ページの企業誘致等推進事業のところ、議案質疑でもあったと思うんですが、企業再投資促進補助金の2億7,647万5,000円、本当にこれはちょっと江南市の身の丈に合っていない補助金で、今後この額の上限を少なくするような話もあったんですが、ちょっとそこの辺の確認と、あとその下に中小企業の再投資促進奨励金というのが僅か19万5,000円とかいうことなんですが、これは本当に差があり過ぎて、江南市としては中小企業がたくさんあるわけなので、配分のほうをやっぱり考えるべきじゃないかと思うんですが、その辺りのお考えを聞かせてください。

○企業誘致推進課長　企業再投資促進補助金につきましては、現在固定資産税取得費の最大8%から10%、上限10億円ということで、この奨励金を行っております。令和8年4月1日から補助金の上限額を現在の10億円から、中小企業者においては4億円、大企業、中堅事業者においては市と県を合わせて4億円に引き下げる予定をしております。

あと中小企業が19万5,000円ということですが、当初予算では、昨年度からの引き続きで額が確定しているものを当初予算で上げております。今後6月の補正予算で新規の分をまたお願いしていくことになると思います。

企業再投資と差があるんじゃないかということですが、企業再投資のほうも中小企業者も対応にはなっておりますけれども、なかなかハードルが高いということで、そこを補完する形でこの中小企業再投資促進奨励金を定めております。こちらについても、基本的には新增築に係る土地、家屋については3年間の固定資産税の免除、償却資産については固定資産税の1年間の補助を出しております。一応こちらのほうの見直しは現在のところ考えておりません。

○三輪委員　確認なんですが、中小企業でも大企業でも4億円上限というのは変わらないということで、大企業については県と半分ずつということですか。

○企業誘致推進課長　大企業も中小企業も上限は4億円でございます。中小企業の場合は、市がまずお金を支払って、その半額を県からいただくという

形で、大企業におきましてはそれぞれ直接交付、半分を市と県がそれぞれ事業者に払うということでございまして、事業者に入る金額としては同じでございます。

○三輪委員 県と市が半々という割合がちょっと、愛知県は豊かな市もあるのでそれでいいところもあると思うんですが、県は豊かですけど、江南市のようになかなかそんなに裕福でないところは、割合がどこの市も同じというのがちょっと何とかならないのかと思うんですが、そういう交渉をぜひしてもらいたいんですが、どうですか。

○企業誘致推進課長 制度自体への交渉というのはなかなか難しいとは思いますが、御意見として賜りたいと思っています。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算のうち、農政課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

36、37ページの中段をお願いいたします。

14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、56、57ページの中段やや上をお願いいたします。

16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、60、61ページの最下段及び62、63ページの最上段をお願いいたします。

16款4項3目1節農業費交付金でございます。

次に、64、65ページの中段をお願いいたします。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、説明欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、68、69ページの中段をお願いいたします。

21款4項2目1節農業費受託事業収入でございます。

次に、70、71ページの中段やや下をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、農政課分、農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、74、75ページの最下段をお願いいたします。

22款1項3目1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

300、301ページをお願いいたします。

最上段の6款1項1目農業費につきましては、301ページの説明欄、人件費等からはねていただきまして、308、309ページの最下段、昭和用排水土地改良区支援事業まででございます。

次に、310、311ページをお願いいたします。

最上段の6款2項1目林業費でございます。

なお、別冊の令和8年度江南市当初予算説明資料の19ページから24ページにかけて、県営水質保全対策事業負担事業などの位置図を掲げてございますので御参照いただきたく存じます。

また、第4条の地方債につきましては、予算書16ページに第4表 地方債を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員 先ほどの補正にもつながるんですけども、301ページの担い手育成支援事業の795万円の部分につきまして、どういう積算になっていきますか。

○農政課長 担い手育成支援事業でございますが、来年度の予算につきましては、2つの補助金となっております。認定新規就農者の方を対象といたしまして、1つは農業次世代人材投資資金（経営開始型）と申しまして、こちらは、対象者は令和3年度までに採択された新規就農者となります。年間150万円を5年間交付するものでございますが、来年度につきましては、令和3年度に採択された方でして、令和3年度に採択された方につきましては、4年目、5年目というのは150万円ではなく120万円というふうになっており

ます。この方が1名ございます。

もう一つでございますが、経営開始資金と申しまして、こちらは令和4年度から採択された新規就農者の方で、こちらも150万円を3年間補助するものでございますが、こちらは3名の方に150万円。そして、もう一人の方が今年度から旦那だけでなく夫婦、奥様も認定新規を取られまして、夫婦型というのを来年度使う御予定でございます。夫婦型になりますと150万円の1.5倍、年間225万円の補助金が出ますので、この方が1組というふうになっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課所管の令和8年度一般会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

予算説明書30、31ページの最上段、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、36、37ページの中段やや上、14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、46、47ページの中段やや下、15款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、54、55ページの下段、16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分と、56、57ページの最上段、2節清掃費補助金でございます。

次に、58、59ページの下段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

次に、60、61ページの下段、16款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、64、65ページの中段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分でございます。

次に、66、67ページの上段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の環境課分でございます。

次に、70、71ページの中段やや上、21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金と、同じページの最下段、11節雑入の環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

274、275ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目環境保全費で、278、279ページまででございます。

次に、280、281ページの4款2項1目清掃費で、296、297ページの上段まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　277ページのゼロカーボン補助のところで、昨年に比べると大分減っていて、定置用リチウムイオン蓄電池が60基から50基とか、一体型で25件から20件というふうで減った分だと思うんですけど、やっぱり省エネというかゼロカーボンをやっていかなければならないところでこれを減らしたというのがよく分からないんですが、決算との絡みかもしれませんが、その減らした理由があれば教えてください。

○環境課長　こちらは、決算数字で見ればかなり需要はありましたので、それなりに予算のほうは確保をしたかったところなんですけれども、財政状況を踏まえた事業見直しの中で一部削減をさせていただいたということと、補助がなくても、それなりにもう意識の高い方はつけられるというような状況も少し加味した結果ということで御理解をいただければと思います。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　次に、283ページの資源ごみの分別協力金なんですが、これも結局、細かいところで、1世帯当たりを180円から150円に減らしたんだと思うんですけど、これも多分事業見直しだと思うんですが、前から言ってい

るんですが、やっぱり世帯数が多いところでここで少し差ができるんで、設置管理協力金のほうは見直されていなかったの、今回もし見直すとしたら、設置管理協力金を100世帯ぐらいとか、それ以上とか、そこら辺で分けてここで差をつけるべきで、ちょっと1世帯当たりを減らしたのは、本当にたくさんやっているところに対して申し訳ないなという感じなんです、その辺りの検討はされなかったでしょうか。

○環境課長　こちら三輪委員おっしゃるように、事業見直しの一環として、どういう形で見直しができるかと考えたときに、分別の区分が減りましたので、その分は分別が楽になったところを加味させてもらった結果なんですけれども、容器設置・管理協力金のほうは、あくまでも箇所数に応じてということでスタートしておりますので、もし増やすということであれば、箇所数を少し増やしていただく御検討も地元のほうでしていただければ、利便性も高まるのではないだろうかというような考え方での制度設計になっております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　289ページのふれあい収集のところなんです、ここは309万7,000円の削減から335万1,000円、ちょっと増えているんですけど、結局来年度対象が広がるとかいうことではなく、人件費が上がったということなのか、ここを確認で、対象はどこまで何人ぐらいかをもう一回教えてください。

○環境課長　こちらの事業費が増えた分は、人件費相当分ということで捉えていただければよくて、対象ですけれども、要介護認定を受けられた方、それから身体障害の1級、2級及び3級については、足と目の悪い方ということになります。それからあと精神障害者1級、そして知的障害療育手帳A判定の方ということになっております。

人数については、現在対象100名ということになっておりまして、区分別も少し申し上げますと、要介護1の方が26人、要介護2の方が23人、要介護3以上の方が15人、身体障害者1級、2級の方が20人、身体障害者3級の方が11人、知的障害療育手帳Aの方が1名、その他少し特別な事情を考慮いたしまして、直接お話を聞いたりということで、対象ではなかったんですけれ

ども、事情を考慮いたしまして4名の方がその他ということで対象になっております。以上100人ということになります。

○三輪委員 100人ということでかなり増えてきたと思うんですが、やっぱり要支援の方でも、さっきもあったんですけど、資源ごみの出す場所によって、大きい道を渡らなくちゃいけないとか、かなり距離があって車がないから行けないとかいろいろあると思いますので、今お聞きしたところで、対象のあれには入っていないんだけど何とか来てもらいたいという場合があったら相談をかけるということは可能ということでしょうか。

○環境課長 そのような運用で現在進めておりますので、よろしく願いいたします。

○三輪委員 今の体制であと何人ぐらいは増やせるとかそういう、可能というのはありますでしょうか。

○環境課長 現在世帯数でいうと77世帯という、その中でちょっと重なった方の人数も加味して今100人ということになっておるんですけども、世帯数で申し上げると120世帯ぐらいまでは対応できるという想定で体制を組んでおります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員 293ページの浄化槽設置整備事業補助金ですが、前年度から2割ほど予算が減ってしまして、減ったのは、財政上減らしたのか、実績上2割少なく見込んでいるのか、どんな感じでしょうか。

○環境課長 減額をした大きな理由としては、やはり事業見直しによるものになるんですが、実績として、補助金を30万円増額したことによって利用される方が増えているという状況があります。これは、ちょっと申し上げにくいんですけども、少し減額をさせていただいても推進力というのは落ちないというふうに判断をしたところもありまして、トータル的に20万円の増額という見直しで進めさせていただきたいという予算計上になっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 令和8年度江南市一般会計予算のうち、都市整備部都市計画課所管の当初予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の28、29ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、30、31ページ下段の14款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市計画課分、都市公園使用料（電柱）から、33ページ上段、公園緑地目的外使用料（電話柱）まででございます。

ページをはねていただきまして、36、37ページ中段の14款2項5目2節都市計画手数料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、62、63ページ上段の16款4項4目1節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、70、71ページ最下段の21款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市計画課分、印刷物・物品売捌収入から、ページをはねていただきまして、72、73ページ最上段の地域振興事業費負担金まででございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

恐れ入りますが、246、247ページをお願いいたします。

最下段の3款2項4目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、338、339ページをお願いいたします。

最下段の8款4項1目都市計画費は、342、343ページ最下段まででございます。

ページをはねていただきまして、350、351ページをお願いいたします。

最下段の8款4項3目公園緑地費は、354、355ページまででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただけますようお願いいたします。

なお、当初予算説明資料の38ページに位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 三輪委員 さっきのいこまいC A Rの件ですが、5,000万円というふうにちょっと増やしていただいて、やはり両方使えるようになったことと、タクシー値上げで利用が増えると思込まれたと思うんですが、例えば迎車料金の今までの200円について何かの変化があるとか、そういうことがあるかどうかと、増やした理由というかそこら辺をお願いします。
- 都市計画課長 迎車料金につきましては、特段大きな変動はございませんが、今回増額した理由といたしましては、タクシー運賃の値上げに伴う負担額の増加ということになりますので、よろしく願いいたします。
- 三輪委員 確認ですが、今までどおり迎車料金は市のほうで出していただけるということを来年度も続けていただけるということでよろしいでしょうか。
- 都市計画課長 お見込みのとおりでございます。
- 委員長 よろしいでしょうか。
ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算の審査の途中ですが、水道部長が戻りましたので、飛ばしておりました令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）についての審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議案第32号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）

- 委員長 それでは、議案第32号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題とします。
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。
- 水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の252ページをお願いいたします。
- 議案第32号 令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）につつま

して御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、253ページに他会計からの補助金、それぞれ補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、254ページから259ページにかけて補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を掲げております。

260ページ、261ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目給与収益から、2項5目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

その下、収益的支出につきましては、1款1項4目業務費、1項6目減価償却費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。
続きまして、262ページ、263ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項1目国庫補助金を掲げております。

その下、資本的支出につきましては、1款1項2目水道建設改良費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。
補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時27分　休　憩

午前11時27分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 委員長 続いて、議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 議案第33号 令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明させていただきますので、議案書の264ページをお願いいたします。

補正予算といたしまして、264ページから265ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、266ページから275ページにかかけまして、補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、継続費に関する調書、予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、276ページ、277ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項5目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、278ページ、281ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項2目雨水施設費から、最下段の3項1目過年度損益修正損までを掲げております。

はねていただきまして、282ページ、283ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債から5項1目国庫補助金までを掲げております。

はねていただきまして、284ページ、285ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費を掲げ

ております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　議案質疑のほうで大体は分かったんですけども、企業会計の
経理事務の今回のインボイス制度の申告ができていなくて、1,228万9,000円
というのが一般会計から出てくるということになるんですが、これはやっぱ
り市民の負担ということではちょっと納得できないところもあるので、今弁
護士なんかと相談されているようですが、やはりこれは企業側にかなり責
任があると思うので、これだけ全額市が負担するというのではなく、何と
か企業側にも負担していただけるようにしていただきたいなというふうに思
いますが、今のところの状況はどうでしょうか。

○水道部下水道課長　　議案質疑の折にも水道部長のほうから御答弁をさせて
いただいておりますけれども、今委員のおっしゃるとおり、この事案が発生
して以降、市の顧問弁護士にも相談を行っているところではございます。顧
問弁護士からは、インボイス制度自体が令和5年10月に開始されてから日が
浅いということで、なかなか参考となる判例がないため明確に判断すること
は難しいという状況の中において、顧問弁護士の見解としては、共同企業体
に対する損失の請求は可能というふうに伺っております。

ただし、どの程度の回収ができるかということは、現状では判断しかねる
ということでございまして、同様の事案が他の自治体でも発生しているとい
うことは、私どものほうの聞き取りで把握しているところでございますので、
そういった他自治体の動向等も踏まえて、また顧問弁護士の助言も参考に、
今後の市の方向性を慎重に検討していきたいと考えておりますので、よろし
くお願いいたします。

○三輪委員　　今まで判例がないということなので、これがまた判例というか
最初のところになると思いますので、せめて半々以上には何とかしてもらい
たいな。本当にこれは市民に説明のしようがない状況もあって、もともとイ

ンボイス制度がちょっと問題ではあるんですけども、何とか頑張って幾らかでも減らせるようによろしくお願いします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○堀委員　過年度損益修正損について、どうしてこのようなことが起きたかということです。

○水道部下水道課長　今回補正予算において、過年度損益修正損として1,226万9,000円を計上させていただいておりますが、その経緯でございますが、江南市下水道事業会計といたしまして、消費税及び地方消費税について、例年小牧税務署のほうに申告しております。今回、令和5年度及び令和6年度に契約を締結した2つの工事につきまして、受注者である共同企業体から市に提出された請求書がインボイス制度における適格請求書、インボイスとして認められないということから修正申告を行うようにということで、小牧税務署から指導を受けたものでございます。

今後予定している修正申告に伴いまして、納付する必要がある令和5年度分及び令和6年度分の消費税及び地方消費税と延滞税について、今回補正予算をお願いしているものでございます。

なお、インボイスとして認められなかった理由でございますけれども、共同企業体が適格請求書、インボイスを発行するためには、あらかじめ税務署に対して、任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書を提出する必要があるございましたが、共同企業体がそちらの届出を提出していなかったことによるものでございます。

○堀委員　今の話を聞いておると、小牧税務署から指摘があったことを知らなんだということでしょう。

○水道部下水道課長　そのとおりでございます。

○堀委員　そうですよね。これはしかし、職員のちょっと怠慢ということになるんじゃない、これは。

○水道部下水道課長　確かに、今回原因としましては、JVがインボイスを発行する際に届出書の税務署への提出という手続を怠っていなければ問題なかったものでございます。

また、市の職員におきまして、届出書の提出をJV側に確認すればこの

ような事態は起きなかったであろうというふうには考えております。

しかしながら、インボイスの提出自体が法的に義務づけられているものでもございません。また、契約上も契約条項にうたわれているものではございません。また、事前に税務署に対して届出を提出しなければいけないということにつきまして、こちらのほうは周知なり指導等ということについては税務署などが行うべき立場にあるのではないかということで、市の職員の今回の業務上の過失というのが明らかにあるというようなふうにはなかなか考えづらいのではないかとこのように我々は考えているところであります。ちょっとその辺りを含めて、顧問弁護士にも相談をかけているような状況でございます。

○堀委員　大変苦しい言い訳をしておるんだけど、結局企業のほうが初めからしっかりやっておってくればよかったということでしょう。それを指摘せんかった市の当局のほうも責任があるわけですね。この事態においての責任の所在は結局どこになるの、最終的にどこと判断しておるの。

○水道部下水道課長　先ほどもちょっと申し上げましたが、まず今回のインボイス制度に伴いますインボイスを提出する義務がまずJV側にあったかというところがございますけれども、そもそも提出する義務は法的にないというところがございます。そこがまた今回の事案の難しいところがございます。これが義務づけられているのであれば、当然JV側に請求すべきと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、義務づけがない、契約上にもそういった条項はうたわれているものでもないところでありますので、あくまでJV側に見ればですけども、発注者からの指示、要請等がないのでそういった損失を補填する立場にはないというような、JV側の意向としてはそのように聞いておりますので、あとは法的なもの、それから本来であれば我々としては顧客である立場でございますので、下水道事業会計としましては、インボイス制度が始まる折にインボイスを提出するようお願いはしておりますので、そういった意味から、顧客の要望に応えるという意味ではJV側についてはインボイスを提出する必要はあったとは考えております。あとは、それを法的に問えるかどうかというところが難しいところで困って

おるところでもございます。

○堀委員 訳の分からんことを、答弁を聞いておっても非常に理解しかねるところなんだけれども、事業者側は当局からの指示がなかったからやらなかったとね。ところが、当局側は、そんなことは事業者が知って、やらなきゃいかんじゃないかと。ぶつけ合いというような感じだよ、聞いておると、責任の。実際にこういうことが起きているんだから、最終的にはどうなるんですか、責任の所在は。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 これも議案質疑のときに答弁させていただいたんですが、他市においても同じような事例があるということ把握しておりますので、弁護士の先生からはそういったところもちょっと参考にしながら慎重に判断したほうがいいというようなことをお聞きしておるものですから、そういった方針で今は考えております。

○堀委員 弁護士の見解待ちということだね。じゃあ見解が出たらまた各委員に報告をしてください。

○危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長 方針が出ましたら、また御報告のほうはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○堀委員 はっきりせんと、そんなもんはうやむやになっちゃうよ。

○委員長 では、報告のほうはよろしく願いします。

○尾関委員 今回の件に関して、私もプロの方というか税理士に見解を求めたんですけど、行政のほうは発注者側、お客で、請負のほうの工務店というか建設会社のほうの手落ちだという見解をいただきました。要するに建設会社のほうの税理士の知識不足だということでしたね。行政のほうは、たしか僕説明を受けているんですけど、代表企業のインボイスの番号とJVの番号が発行しても番号が一緒なので確認のしようがないんだよね、たしか行政のほうでは、それがJVのインボイスかということ。

そういう意味で、行政の限界がある中なので、顧問弁護士との相談とは言われているんですけど、基本的には2分の1なのか3分の2なのか分かんないけど、全額というのはちょっと厳しいんでしょうけど、顧問弁護士の助言をいただいて、請求の方向で動いていただきたいという願いがあります。以上です。

○委員長　　よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分　　休　憩

午前11時42分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号　令和8年度江南市一般会計予算

第1条　歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条　継続費のうち

江南駅周辺交通環境改善計画策定事業

第4条　地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

道路長寿命化事業

河川等緊急浚渫推進事業

雨水貯留施設整備事業

街路改良事業

○委員長　それでは、議案第34号　令和8年度江南市一般会計予算に戻ります。

続いて、都市整備部都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　それでは、都市整備課所管の一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の14ページをお願いいたします。

第2表　継続費として、江南駅周辺交通環境改善計画策定事業を掲げております。

次に、16ページをお願いいたします。

第4表　地方債として、中段に街路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入でございます。

32、33ページ上段の14款1項5目3節都市計画使用料、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、36、37ページ下段の14款2項5目2節都市計画手数料、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、48、49ページ上段の15款4項5目2節都市計画費交付金でございます。

はねていただきまして、62、63ページ中段、17款1項1目1節土地建物貸付収入、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、66、67ページ中段の19款2項1目1節特別会計繰入金、右側説明欄の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、72、73ページ、21款5項2目11節雑入、右側説明欄上段の都市整備課分でございます。

はねていただきまして、76、77ページ上段の22款1項4目3節都市計画債でございます。

続きまして、歳出でございます。

344、345ページをお願いします。

344、345ページの上段、8款4項2目都市整備費は、説明欄、人件費等から、350、351ページ中段、街路予定地等管理事業まででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、当初予算説明資料の35ページから37ページに事業の位置図を掲げております。

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　345ページの交通結節点整備事業の排水路整備の56メートルが2,834万2,000円というふうなんです、これはあそこの歯医者さんの下の辺りなのか、この距離でこの金額というのがちょっとよく分からないんですが、どうしてこういう金額になったのかを教えてください。

○都市整備課長　　今回上げさせていただいております排水路整備事業でございますが、36ページに位置図を掲げておりますが、今回こういった排水管ですけれども、道路の下に埋設管を設置するというので、この金額となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　　347ページの布袋駅エスカレーターの維持費518万5,000円で、これは市民の要望なので、名鉄は一銭も出さず市が維持費を出すと思うんですけれども、ちょっと一つ最近知ったんですが、土・日、祝日に、あそこは無人なんですよね、布袋駅は。エスカレーターを動かして、もし何か事故とかそういうのがあったらこれは市の責任になるんじゃないかなと思ってそこが心配で、やはりあそこは人を置いてもらうように名鉄に市からお願いするべきじゃないかと思うんですが、その辺りは何かありますでしょうか。

○都市整備課長　　布袋駅の無人化でございますが、名鉄の全体的な方針の中でそういった方針が示されたものというふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○三輪委員　　エレベーターやらエスカレーターやら、あと転落事故もないとは言えないし、例えば障害のある方があの駅を、本当にきれいになって便利になって利用したいということなんだけど、そのところがすごく心配とい

うのもあるし、ちょっとエスカレーターだけじゃないんですけど、窓口でいろいろ切符を買おうとしたときに大変不便だった。何か押して話是可以するみたいなんですけど、やっぱりこれはちょっと市民の方からの話としても、布袋ににぎわいをと言っている江南市なので、何とかこれは交渉すべきだと思いますので、要望ですが、よろしくをお願いします。

○委員長 要望でよろしいですね。

ほかに質疑は。

○堀委員 江南駅周辺交通環境改善対策事業の工事費で1,100万円か、これはどういうことをやるの。

○都市整備課長 今回、江南駅前広場のところで社会実験を検討させていただいております。これは駅前広場の交通の交錯を何とかしたいということで行うものでございますが、この交通の錯綜につまましていろんな案を検討させていただいております中で、1号踏切の一方通行ですとか、駅前広場への流入を物理的に遮断する方法などを検討させていただきます。

そうした中で、実際に1号踏切から西へ抜けていく道路から駅前広場への流入を遮断するための仮設の置式ガードレールの設置のほうを検討させていただいておりますので、その分の工事費を見込ませていただいております。

○堀委員 具体的にいうと、あの踏切から広場へ入ってこられないようするの、東から西へ。

○都市整備課長 踏切から東西への通行は可能でございますが、その道から駅前広場側には進入できないようにするための工事を想定させていただいております。

○堀委員 ということは、踏切からこっちへ来るなということか、止めるということ。

○都市整備課長 予算説明書の35ページを御覧いただきますと、位置図を掲げさせていただいております。

こちらで少し濃い色で着色させていただいております。ここの部分についてですけど、東西方向については通過は可能でございますが、この着色した部分から下の駅前広場側への進入を遮断するものでございます。

○堀委員 こんなことができるの。だって、バスだってぐるっと回るだろう、

ここ。

- 都市整備課長 このロータリーにつきましては当然バスもタクシーも一般車も通過していただいておりますけれど、このロータリーを車が、バスも含めて通過できるラインで遮断のほうの設置をさせていただき予定でございます。
- 堀委員 ちょっともう一個聞くけど、黒く塗ってあるところを東から踏切を渡ってくるのを、三菱UFJ銀行のほうだけ行けるようにして、ロータリーのところへは入れないようにするの、壁をつくって。だけど、バスが通るでしょう、ここ。バスは通れるの、そんな通れるかな。バスは向こう側へ回れるぐらいやないかな、あの大きなバス。
- 都市整備課長 バスの通行に関する軌跡も想定した上での計画でございます。
- 堀委員 じゃあ一般の人はどうするの、一般の送迎は。
- 都市整備課長 一般の方の駅への送迎でございますけれども、駅前広場の南西からの進入路からの送迎となります。
- 堀委員 じゃあここを通ってもいいわけ。
- 都市整備課長 1号踏切からの進入はできませんので、一旦南に回っていただいてからの駅前広場への進入になります。
- 堀委員 よう分からんな、この図から想像すると。いわゆる送迎用の車両、それから北から来る車、江南商工会議所のほうから来る車、それから南から来てぐりっと回る車、それからバス、その総合的にここを止めちゃうと大丈夫かね。江南商工会議所のほうから来る車は通過できるの。
- 都市整備課長 北から来る車、芳池線からの進入についてもこの駅前広場への直接の進入はできません。
- 堀委員 できませんということでしょう。そうなると、北から来る車はどうするの、駅へ行くのに。
- 都市整備課長 北から来る車につきましては、江南通を經由して、江南駅西の信号側から駅前広場へ入っていただくものでございます。
- 堀委員 これはしかし、現在報光寺の向こうのあそこまで渋滞しておるよ、朝。大丈夫なの。あそこが信号になってから、現在役所へ来るだけでも、報

光寺の向こう側へ行くと、あの交差点ぐらまで渋滞しておるよ、江南通。これをこっちへ来られずに、江南通のほうへ回すと言ったでしょう。宝石のサカイのほうからあそこが渋滞するもんだからこっちへ回るわけだわ、駅のほうに。江南通が渋滞するもんだから、こちらへ迂回する車がいっぱいあるんだよ。それをストップしてしまうということはどうなると思う。

○都市整備課長　今回この工事案を採択していただいた際には、当然今御指摘のとおり、周辺の、例えば江南通への車の今までの通過交通がそちらへ回るといことでかなり負荷が増大するということは想定はさせていただいております。しかしながら、江南市としましては、駅前広場の通過交通、そして送迎の車両の交錯、これについてをまずは何とかしていきたいというふうに考えておりますので、駅前広場内での交錯、通過交通の排除をまずは目指したものとこの計画をさせていただきたいと考えております。

○堀委員　現在の毎朝の渋滞、今北へ行くのは消防署まで渋滞だわ。ここの道路のところへ行く車が消防署の前ぐらまで渋滞しておる。東西ももうずっと渋滞して、北は報光寺のほうまで渋滞しておる。それに輪をかけてまだ渋滞する可能性があるわけでしょう。そこら辺のことをよく考えてやらないと困るよ。

○都市整備課長　通過交通の分離に関しましては、当然警察のほうともよく協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○堀委員　このことによって、ほかにもっと困ることがいっぱい出てくる可能性があるんだから、ちょっと一遍これはよく考えてみたほうが良いと思うよ、これは、と思います。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、これで都市整備課の質疑を終わりにしたいと思います。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後 0 時 00 分　　休　憩

午後 1 時 07 分　　開　議

○委員長　それではおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、土木課について審査をします。

○土木課長 令和8年度江南市一般会計予算のうち、都市整備部土木課所管の当初予算につきまして、該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、予算書の16ページ、第4表 地方債をお願いいたします。

起債の目的の中段に道路長寿命化事業を掲げております。

次に歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の30、31ページ中段をお願いいたします。

14款1項5目1節道路橋りょう使用料と、その下、2節河川使用料でございます。

少しはねていただきまして、42、43ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目1節道路橋りょう費補助金でございます。

少しはねていただきまして、56、57ページの上段をお願いいたします。

16款2項6目2節道路橋りょう費補助金でございます。

少しページをはねていただきまして、72、73ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の土木課分でございます。

ページをはねていただきまして、76、77ページの最上段をお願いいたします。

22款1項4目1節道路橋りょう債でございます。

次に歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の320、321ページの上段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費は、ページをはねていただきまして、322、323ページ中段まででございます。

少しページをはねていただきまして、328、329ページをお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費は、ページをはねていただきまして332、333ページ中段まででございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

また、令和8年度江南市当初予算説明資料の25ページから29ページにかけて位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○建築課長 議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算のうち、建築課の所管につきまして御説明をいたします。

初めに歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが予算書の32ページ、33ページをお願ひいたします。

中段やや上の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、36ページ、37ページをお願ひいたします。

中段の14款2項5目1節土木管理手数料でございます。

続きまして、48ページ、49ページをお願ひいたします。

最上段の15款4項5目1節土木管理費交付金でございます。

続きまして、56、57ページをお願ひいたします。

中段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

続きまして、58、59ページをお願ひいたします。

最下段の16款3項4目1節土木管理費委託金でございます。

続きまして、72、73ページをお願ひいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、73ページ、右側説明欄上段の建築課分でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、322、323ページをお願ひいたします。

322、323ページの中段、8款1項2目建築指導費でございます。

326ページ、327ページの下段にかけて掲げておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、少し飛んでいただきまして356ページ、357ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅費でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　325ページの木造の耐震診断の事業なんですけれども、これは多分後の委員協議会とかでも出てくるのかなと思うんですが、236万円の昨年から371万円ということで大分増えているんですけど、これで増えているのにその下の今度は補強事業の補助金のほうが1,290万円から1,160万円に減っているのだからちょっとこれは、耐震をたくさんしたら工事も増えると思うんですけど、ここが減っている理由を教えてください。

○建築課長　まずは耐震診断のほうですが、こちらが増えている理由ですが、1棟当たりの単価が現行の4万7,200円から8万2,500円に見直すということでございます。増額理由につきましては、診断を行う技術者の労務単価の上昇によるもの及び耐震性能を詳細に評価する方法への見直しに伴う事務の手間が増加することによる増額ということで、県のほうから通知がございましたので増額させていただきました。

耐震補強につきましては事業見直しの中で精査をいたしまして、件数につきましては3年間の平均で予算計上をさせていただいております。

後ほど委員協議会でも説明させていただきますが、補助金額の上限額の見直し、また新たな制度である精密診断による改修設計費への補助金の新たな制度がございますので、今後補助金制度の見直しにより補助申請件数が増える可能性もございますので、その際には財政当局と協議いたしまして補正予算をお願いしたいと考えております。

○三輪委員　今は本当に耐震というのが重要だと思いますので、これは皆さんがなかなか踏み切るのは大変かと思うんですけど補助があれば何とかということなのでぜひ、大体何件ぐらい予想されるのか分かんないんですけど、

皆さんが診断してもらいやすいようにということで、もしありましたら補助金も何とか、あと補正していただけるということですので、ぜひよろしくお願ひします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員　327ページの空き家等対策計画ですけれども、今回は実態調査の実施ということになっていますが、空き家等対策計画全体の策定に対するスケジュールと、あと今回は2分の1国庫がついているんですけど、将来にわたってその策定の部分は全部2分の1がつくのかどうかお尋ねします。

○建築課長　まずスケジュールのほうなんですけど、令和8年度に江南市内全域の調査をいたします。

調査といたしましては、まず水道開栓等情報であったり航空写真等を用いまして机上調査を行いまして現地調査の建物の絞り込みを行います。また、その情報を基に現地調査を実施いたしまして空き家判定を行います。空き家を判定した場合には特定空家等の候補や管理不全空家の候補、また利活用可能な空き家を判断するため、建物の劣化度を判定する予定ということでございます。

また最後に、現地調査の結果により、空き家候補として選定した建物の所有者等に使用状況や維持管理状況等のアンケート調査を実施いたしまして、空き家件数の確定、また所有者の意向調査を行います。

また、計画策定につきましては、その翌年度の令和9年度に策定をする予定でございます。

補助につきましては、実態調査のほうは2分の1ということですが、策定は補助対象ではございませんのでよろしくお願ひします。

○堀委員　今の空き家の件についてお尋ねしますが、これから先、空き家が増えていく可能性が大だと思ふんですね。

先日も、般若町で空き家が全焼するという事態がありました。何か物すごく大きな家だったらしいんですけど、それも近くに家主は見えただけでしょう、あるわけでしょう、その燃えた家の、あるんだろう、なかったの、これは消防に聞かな分らんけど。

小さい地域でも1件、2件は今あるんだわね、どこでも。

そういうような防犯上の面からいっても、今の火災のようなことがある可能性が大なものだから、しっかりとこれは前もって総調査して、地域に対して注意を呼びかけるとか対応を協議するというこも、これも大事だと思いますので、今は行政として、税金はどうなっておるのかな、もらっておるの、固定資産税は一応もらっておるの。

- 建築課長 税金をもらっているかどうかは建築課のほうで把握はしておりませんが、建物があれば固定資産税のほうは徴収していると思います。
- 堀委員 当然あるだろうね、そういうのも兼ね合いもあるものだから、しっかりと調査して対応していただきたいというふうに思います。以上です。
- 委員長 要望ですか。
- 堀委員 要望ですけど、一応返事というかどうかどう思っておるかを。
- 建築課長 空き家につきましては、毎年調査を行うことはちょっと難しい部分がありますので、地元の区長とか、そういった地元の方の目をお借りするような形で通報等を今いただいているのが現状でございます。また、いろいろとそういう御協力をいただきながら、なるべく事前に把握できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 三輪委員 357ページの市営住宅の維持運営事業なんですが、これはかなり金額が上がっていて、それがほとんど家賃ということで上がっているんですけど、特に去年はなくて、下水道の接続工事費とか下水道の受益者負担分とかが入っていて、これは下水道をつなぐ住宅があるということだと思んですけど、何か接続のまで家賃に入れるというのは本当に、多分生活が大変な方が入っていらっしゃるのでどうかなというふうに思います。家賃が大体月額というか年額でどのぐらい上がったのか教えてください。
- 建築課長 家賃につきましてはそれほど昨年度とは、増額はしておりません。
- 委員長 よろしいですか。
- 三輪委員 去年と比べると、例えば特定財源のところに書いてある市営住宅家賃というのが1,950万4,000円ですけど、昨年度でいうと1,502万3,000円とかになっていて大分変わっているんですけど、それがどういうことかよく

分からないです。

○建築課長 右側の備考欄につきましては、家賃が増えたというよりも特定財源として充当する金額ですので、家賃が増えたわけではなくてここに充てる金額が増えたということです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部下水道課について審議をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 令和8年度江南市一般会計予算のうち、水道部下水道課所管の予算につきまして御説明させていただきますので、予算書の16ページをお願いいたします。

第4表の地方債としまして、河川等緊急浚渫推進事業及び雨水貯留施設整備事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、42ページ、43ページの中段をお願いします。

15款2項4目土木費国庫補助金、2節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、44ページ、45ページの中段をお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページの下段をお願いいたします。

16款2項6目土木費県補助金、3節河川費補助金でございます。

はねていただきまして、60ページ、61ページの最上段をお願いいたします。

16款3項4目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

22款1項4目土木債、2節河川債でございます。

続きまして歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の332ページ、333ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費で、338ページ、339ページの中段まででございます。

はねていただきまして、358ページ、359ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費で、下水道事業会計繰出事業としまして5億1,971万4,000円を計上しております。

詳細につきましては後ほど、議案第40号 令和8年度江南市下水道事業会計予算にて御説明させていただきます。

はねていただきまして、484ページ、485ページの中段をお願いいたします。

債務負担行為に関する調書に雨水貯留施設整備事業を掲げております。

なお、別冊令和8年度江南市当初予算説明資料の30ページから34ページに位置図を掲げておりますので後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、令和8年度江南市一般会計予算のうち、水道課が所管する予算につきまして御説明させていただきます。

議案書の296ページ、297ページ中段をお願いいたします。

4款3項1目で70万1,000円をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄の水道事業会計繰出事業で、水道課の職員に支給する児童手当分を江南市水道事業会計へ繰り出すものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 28 分 休 憩

午後 1 時 28 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第36号 令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 それでは、議案書の288ページをお願いいたします。

議案第36号 令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、別冊の特別会計予算書及び予算説明書の34ページをお願いいたします。

令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

35ページには第1表 歳入歳出予算を、36、37ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

38、39ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段、1款1項1目1節雑入でございます。

40、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段、1款1項1目一般会計繰出金でございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 30 分 休 憩

午後 1 時 30 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和8年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第39号 令和8年度江南市水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、特別会計企業会計予算書及び予算説明書の106ページ、107ページをお願いいたします。

議案第39号 令和8年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和8年度における業務の予定量並びにこれに関する収支予算の大綱を定めております。

108ページから予算実施計画、112ページに予定キャッシュ・フロー計算書、114ページから給与費明細書、124ページから債務負担行為に関する調書、126ページから予定貸借対照表、注記及び予定損益計算書を掲げております。

続きまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益から、138ページ、139ページまでの3項2目過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、次ページの140ページ、141ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、少し飛んでいただきまして154ページ、155ページの4項1目予備費までを掲げております。

続きまして、資本的収入につきましては、次ページの156ページ、157ページ、1款1項1目企業債から5項1目他会計補助金までを掲げております。158ページ、159ページには資本的支出を掲載しております。

1款1項1目事務費から、飛んでいただきまして、162ページ、163ページまでの3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御参照賜りたいと存じます。

なお、令和8年度当初予算説明資料の9ページ及び46ページから52ページに位置図などの参考資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　143ページのところで、県水の受水事業なんですけど、県水の量を増やすように言われていて、去年と比べるとかなり増えているんですけど、県水の量がどれだけ来年増える予定で、単価も上がっているんじゃないかと思いましたが単価がどれだけになったのか教えてください。

○水道事業水道部水道課長　議案質疑の折に御答弁をいたしているかと思えます。

県水の受水費でございますが、金額でいきますと6,757万9,000円、令和7年度の予算に比べまして16.7%上昇をいたしております。

県水の立方メートル当たりの単価が4円増額をしております。単価が28円から32円に4円値上げをしておりますので、その影響もございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 36 分 休 憩

午後 1 時 36 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和8年度江南市下水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第40号 令和8年度江南市下水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の293ページ、議案第40号 令和8年度江南市下水道事業会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計企業会計予算書及び予算説明書の166ページ、167ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和8年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、170ページから195ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、令和8年度の予定貸借対照表、注記、令和7年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

196ページ、197ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、上段の

1 款 1 項 1 目 1 節下水道使用料から、最下段の 3 項 1 目 1 節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、198ページ、199ページ上段の 1 款 1 項 1 目汚水管きよ費から、208ページ、209ページ、4 項 1 目予備費までを掲げております。

はねていただきまして、210ページ、211ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、上段の 1 款 1 項 1 目 1 節建設改良費の為の企業債から最下段の 5 項 1 目 2 節雨水施設整備費交付金までを掲げております。

資本的支出につきましては、212ページ、213ページ上段の 1 款 1 項 1 目汚水管きよ整備費から、216ページ、217ページ、3 項 1 目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、別冊令和 8 年度当初予算説明資料の 10ページに公債費の状況を、53ページから 55ページに位置図などを掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　説明資料のほうの管きよ布設事業の①と②なんですけど、どういう事業なのか、もう少し詳しくどこをどうするのか教えていただければ。

○水道部下水道課長　位置図の 53ページのほうですかね。

まず 53ページの位置図の名称としましては、管きよ布設事業、枝線管きよ布設工事位置図①というところの事業につきまして御説明させていただきます。

こちらのほうは、管きよ布設事業の中部処理分区になります。

江南市の公共下水道事業の方針としまして、整備区域は市街化区域及び市街化調整区域の一部と今しております。令和 8 年度に中部処理分区における市街化調整区域を整備するものでございます。なお、この整備によりまして現在の下水道整備計画における市街化調整区域の整備は全て完了するもので

ございます。

それから、続きまして54ページのほうですね。

こちらの位置図の②番のほうですけれども、こちらのほうは北部1処理分区になります。こちらの江森・山尻地区の下水道、今既に供用開始はされておりますが、現在、暫定的にマンホールポンプを使用しまして汚水を圧送することにより扶桑町地内の流域管線の接続点に排水している状況でございます。そちらのほうを計画どおりの自然流下に切り替えるための工事となります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　201ページの雨水流出抑制施設設置等補助事業なんですが、浸透ますが5基から4基とか、雨水の貯留槽が33基から30基、トレンチが10メートルから9メートルと去年に比べてちょっと補助件数が減っているんですけど、これは事業見直しなのか、実際にやはり少なくなっているからなのか、これも本当は増やして、もうちょっと何とか皆さんに浸水被害を抑えるのに協力していただく必要があると思うんですけど、減らした理由を教えてください。

○水道部下水道課長　雨水貯留施設の設置費等の補助金でございますが、委員おっしゃるとおり、確かに予算額につきましては、令和7年度の当初予算からしますと約36万円の減額をしている状況です。基数につきましても減少させた形で計上しておりますが、その理由につきましてはやっぱり、江南市の全庁的な事業の見直しによりまして減額させた形になります。

ちなみにですけれども、令和7年度今年度の申請状況につきましては、令和7年8月頃に既に申請が予算上限に達しましたので、今はもう既に受付は終了している状況ですので、来年度も引き続き、皆さんに周知を図って、こちらのほうの補助金を使っていただけるように努力していきたいというふうに考えております。

○委員長　ほかに。

○三輪委員　だから、結局途中でもう打ち切られて、もうちょっとやりたかった人が補助を受けられていないということなので、これはもうちょっと増やしていただきたいなということですけど、まあいいです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 44 分 休 憩

午後 1 時 44 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願ひします。

最初に、水道部水道課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長 それでは、水道課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の12ページ、13

ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道費で、補正予算額は3億1,289万3,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、13ページの説明欄をお願いいたします。

水道料金賦課等事業の水道料金減額協力金交付事業及びその下の企業会計管理事業の水道事業会計繰出事業（物価高騰対策）は、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し、水道料金の負担軽減を行うため交付または繰り出しをする事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　もともと8か月だったのを10か月に延ばしていただいて大変ありがたいと思いますけれども、市民の皆さんへの周知というのかな、こういうふうでこうなったというのがちゃんとお知らせしていないと、1月終わった、次がまた何かすごい値上げになったみたいにならなってしまうので周知の方法として本当に皆さんにきちっと分かるようにしてほしいんですが、その辺りはどうなっていますか。

○水道事業水道部水道課長　周知の方法でございますが、市のホームページ、それから市の公式LINE、あんしん・安全ねっとメールによりまして発信をさせていただきます。

また、検針の際に、各戸に投函または郵送をいたします水道使用料等のお知らせ、こちらにも併せて周知をしていく予定としておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、商工観光課所管の補正予算につきまして御説明

させていただきます。

歳出でございます。

追加議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。

上段の7款1項1目商工費で、内容につきましては15ページの説明欄をお願いいたします。

物価高騰対策支援事業といたしまして、4億9,598万9,000円の増額をお願いするもので、物価高騰の影響を受ける市内事業者及び生活者を支援するため、対象市民1人当たり5,000円の地域商品券を配付するものでございます。

19ページには説明資料を掲げておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○三輪委員 これもキャッシュレスから高齢者の方も使える商品券にしていただいて大変ありがたいし、大きいお店で使うのと中小企業のお店で使えるのとちゃんと分けていただいて、すごく細かい配慮をしていただいたので、大変ありがたいと思います。

1つちょっと心配なのは登録したお店側の負担といたしますか、それを換金するのが前も大変だったかなというふうに思うんですが、その辺で何か配慮というか簡略化できるようなことがないかなと思うんですが、お店の方はどういうふうにしたらいいのかをその辺ちょっと教えてください。

○商工観光課長 今回の商品券、お店側が使われた後は集計して、実際の換金ということですが、今回、委託の中にこの商品券発行等委託料というのがございまして、市内事業者を束ねております商工会議所のほうへ委託をする予定としております。1枚当たり幾らということですが、それを現金化するには換金手数料というのがかかるわけですが、こちらのほうがこの事業費の中で、事業者の方、店舗の方には負担のないように対応してまいりますのでよろしくをお願いいたします。

○三輪委員 例えば4か月とかあって、まとめてというふうだとまた事業者の方も大変なので、その辺りは事業者側の都合で持っていけば換えていただ

けるのか。例えば、月ごとにとかそういうのがあるのか教えてください。

○商工観光課長　そうですね、この換金も実際にはそのお金を、例えばお店の指定していただいた口座のほうに振り込むということを想定しておりますのでこれまた振込手数料というのがこれもまたこの事業費の中で負担していくこととなりますので、月に1回から、または2回程度で換金ということをお願いしたいということで、今後事業者への説明会などを通じて説明をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員　今回地域商品券というのをつくられると思うんですけど、商工会議所が常に扱えるような常態的な商品券みたいなのを今回をきっかけでつくるということは可能なかどうか、可能だと思うんですが、予算の絡みかもしれないですけど、そこをお聞きしたいことが1つと、あと封入等委託料と発送委託料が合わせて、8万4,000人で割ると1人当たり500円かかるんですね。その辺り、これって入札とかにかけて下がるような努力はされるのか、お聞きします。

○商工観光課長　最初の御質問、今後も使えるのかどうかということなんですけれども、今回はデジタルクーポン的なものではなくて、あくまでも紙の商品券を発行していくというものであります。

今回、印刷のデザインだとかそういったものは偽造とかそういった問題もございまして、前回と異なる形に仕様を変えて、やってまいりますので、商工会議所がまた同じようなケースを今後第2弾という形でやれるのかどうか、それはちょっと協議をしてみたいと思っております。

あと、委託の関係なんですけれども、2つ目の地域商品券の封入等委託料につきましては、こちらのほうで仕様を固めて入札を予定しております。この発送委託料については、実はゆうパックでの発送というのを前提としておりますので、こちらは市内の江南郵便局で契約することを予定しておりますのでよろしく願いいたします。

○尾関委員　追加で、その発送は世帯ごとでまとめて送るのか、個人で送るのかですけれども、前は、10万円の給付のときは世帯の受け取りで、事実上別居していて受け取れなかったという人が何人か出て、相談が来ましたので、

私に。それは、10万円と5,000円は違いますが、ただその辺の配慮はしたほうがいいかなと思いました。

○商工観光課長　こちらのほうも郵送料等の関係もございまして、できる限り、市民1人当たりの事務費、経費のほうを圧縮したいということで基本的には世帯ごとに、世帯主宛てに送付する予定としております。

ちょっと前回のときに届かなかった理由があれなんですけれども、今回はゆうパックで、基本的には受け取りのサイン等をいただくことを前提としておりますので、しっかりと届くように郵便局とも協議をして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時55分　休　憩

午後1時55分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号　令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて、議案第42号　令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道事業水道部水道課長　それでは、追加議案書の21ページをお願いいたします。

議案第42号 令和8年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び他会計からの補助金につきまして、それぞれ補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、22ページに補正予算実施計画、23ページに予定キャッシュ・フロー計算書、24ページ、25ページに予定貸借対照表を掲げております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項1目給水収益から、2項4目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

その下、収益的支出につきましては、1款1項4目業務費、1項6目減価償却費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休 憩

午後1時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しております。

去る令和8年1月16日に愛知県西尾市を行政視察しました報告書について、御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するようになっておりましたことから、既に記載してありますのでお願いいたします。

それでは、何か御意見等ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、このまま今定例会において提出いたしますのでよろしくお願いします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会について議題とします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和8年2月2日に、区長・町総代と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、委員会を終了したいと思います。

建設産業委員会を閉会するに当たりましてこの後準備がありますので、引き続き協議会を開催したいと思っておりますが、資料配付、録音装置操作のための休憩をお願いしたいと思います。

皆様の御協力により、建設産業委員会を円滑に終えることができましたこと、心より御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。
以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後 2 時00分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 岡地清仁